

## 大東四條畷消防組合消防用設備等の設置に関する運用基準

令和5年8月18日

改正 令和6年4月1日

消防法（昭和23年法律第186号）第17条、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定により設置する消防用設備等について、別に示すもののほか、その設置に関する指導及び令第32条の規定を適用する場合の運用基準に関して別記のとおり定めるものとする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の日の前日までに、大東四條畷消防組合消防用設備等の設置に関する運用基準（平成26年消防本部訓令第16号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。

### 附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。